**平成２３年（フ）第２５５４号**
大阪府八尾市沼１丁目118番地１　ブラッセル207号室、住民票上の住所大阪市平野区加美鞍作１丁目11番22―2601号
破産者　小林　秀行
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３１３７号**
大阪市住之江区東加賀屋１丁目17番３―108号
破産者　仁和　大志
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３５９４号**
大阪市城東区成育２丁目５番５号　サンライズ成育201、前住所大阪市西区江戸堀２丁目７番27―1103号
破産者　堀井　良一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３８３１号**
大阪市平野区長吉出戸８丁目11番17―502号、前住所大阪市平野区長吉出戸８丁目１番５号アドバンス出戸505
破産者　ファミリークックこと　西川　時子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５２５４号**
大阪市福島区海老江２丁目８番28号
破産者　長澤熔材機工こと　長澤　静男
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５２５５号**
大阪市福島区海老江２丁目８番28号
破産者　長澤喜美子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５５３３号**
大阪市福島区鷺洲３丁目７番39―204号　笠井方、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲１丁目９番16号
破産者　藤本　昌則
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５６１４号**
大阪府守口市大日町４丁目13番５―101号
破産者　藤原　章和
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１７４９号**
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番248号、前住所横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目104番地４　ライオンズマンション保土ケ谷第５―409号
破産者　山村　善継
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１７６５号**
大阪府高石市東羽衣７丁目２番10号
破産者　西影　広子（旧姓美坂）
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６２０号**
堺市西区鳳中町２丁37番地８、前住所堺市西区浜寺石津町東１丁２番15号
破産者　池田己千美
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７７２号**
大阪府松原市天美東２丁目136番地の３　501号、前住所大阪府松原市上田５丁目12番10―804号
破産者　元野　昭男
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９６２号**
神戸市中央区野崎通２丁目５―15―303号、住民票上の住所神戸市灘区原田通１丁目２番20―201号
破産者　奈須野大作
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２９３号**
兵庫県西宮市門戸荘18番37号、前住所兵庫県西宮市甲子園一番町１番19号
破産者　小川　勝久
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６３０号**
兵庫県西宮市広田町11番42―406号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―114号
破産者　米田　雅文
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６６２号**
兵庫県西宮市今津水波町11番５―501号
破産者　豊村　賢治
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４５４号**
兵庫県姫路市城見町139番地
破産者　山口　和志
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４５６号**
奈良県大和郡山市矢田町5482番地１、住民票上の住所奈良県大和郡山市矢田町5481番地
破産者　池上　秀光
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所